

宮前区広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業者募集要項

1 趣旨

宮前区役所では、市有財産を有効活用するとともに、区民サービスの向上に資することを目的に、宮前区役所と宮前市民館に広告付き庁舎案内表示板及び液晶モニター（以下「表示板等」といいます。）を設置し、これを媒体として広告を掲載することにより表示板等の運用を行う事業（以下「設置運用事業」といいます。）を行う事業者を募集します。

2 募集概要

応募者から表示板等の設置、維持管理及び広告掲載に関する企画提案を受けて、企画提案の内容を総合的に評価し、最も優れていると認める事業者を設置事業者として選定するものです（プロポーザル方式）。

なお、応募者が設置運用事業に関して行う企画提案の内容は、別紙「宮前区広告付き案内表示板等設置運用事業仕様書（以下「仕様書」といいます。）」に定められた内容の全てを満たすものでなければなりません。ただし、区役所・市民館の利用状況等を踏まえた区民サービスの向上に寄与する提案がある場合は、仕様書の限りでは、ありません。

3 対象施設の概要

※いずれか一方のみの応募はできません。

(1) 物件 1

- ア 名 称 宮前区役所
- イ 所在地 川崎市宮前区宮前平 2-20-5
- ウ 開庁時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、第 2、第 4 土曜日及び特定日は、午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで一部開庁）
- エ 閉庁日 土曜日（第 2、第 4 土曜日及び特定日を除く）、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

(2) 物件 2

- ア 名 称 宮前市民館
- イ 所在地 川崎市宮前区宮前平 2-20-4
- ウ 開庁時間 午前 8 時 30 分から午後 9 時 00 分まで
- エ 閉庁日 毎月第 3 月曜日（祝日の場合は、その翌日）、12 月 29 日から 1 月 3 日まで、その他施設管理上必要な日

4 応募資格

表示板等設置事業者の応募には、次の各号に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 法人であること
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること
 - (4) 申込み時点において、川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
 - (5) 申込み時点において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
 - (6) 国税又は川崎市税の未納がないこと
 - (7) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと
 - (8) 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
 - (9) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと
 - (10) 委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(8)又は(9)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと
- ※ (8)、(9)及び(10)に該当する者でないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾していただきます。

5 応募条件等

(1) 契約手法

案内表示板設置に関する行政財産の使用許可及び広告掲載契約。

なお、契約の相手方は、川崎市となります。

(2) 設置期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、公用若しくは公共用に供するために必要が生じたとき、又は設置事業者が契約条件に違反したときは、設置期間の途中でも使用許可及び広告掲載契約を変更若しくは解除する場合があります。

(3) 行政財産の目的外使用料

物件1：許可面積0.1㎡当たり月額約159円、物件2：0.1㎡当たり

月額約100円（消費税及び地方消費税を除く）の使用料を支払っていただきます。ただし、許可面積は10.0㎡以下とします。

なお、面積の取扱いについては、使用する部分の水平投影面積（壁面等を使用する場合は垂直投影面積）とします。

(4) 広告掲載料

「公募申込書（様式1）」により、物件1：月額50,000円以上、物件2：月額15,000円（消費税及び地方消費税を除く）の金額を提示していただきます。

(5) 使用料及び広告掲載料（共通）

年度当初に川崎市が発行する納入通知書により、その指定する日までに当該年度の許可期間に相当する金額を全額一括で納入していただきます。

なお、許可期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合は、その納入期限日を基準として適用される税率によるものとします。

(6) 契約保証金

ア 本件契約締結と同時に契約保証金として、広告掲載料の総額（契約金額）の10分の1以上の額（円未満切上げ）を納付していただきます。

イ 川崎市契約規則第33条の規定に該当すると判断した場合には、契約保証金の納付を免除します。

ウ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、案内表示板等の撤去及び原状回復を確認後、設置事業者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

エ 設置事業者が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

(7) 光熱水費その他必要経費

電源等を使用する場合は、川崎市が算出する金額をその指定する日までに納入しなければなりません。

6 応募方法

(1) 募集要項等の配布

令和5年11月1日（水）から令和5年11月17日（金）まで

(2) 申込受付期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月17日（金）まで

(3) 申込方法等

ア 提出先

宮前区役所まちづくり推進部総務課（宮前区役所3階）

イ 提出方法

申込受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時（正

午から午後1時までを除く)までに、(4)に掲げる書類を提出先に直接か郵送してください。

(4) 申込に必要な書類

ア 応募申込書(様式1)

イ 役員等氏名一覧表及び同意書(様式2)

ウ 会社概要

創業年月日、資本金、事業所、従業員数、事業内容、主な取引先等を記載した資料を1部提出してください。

なお、既存の資料(一般向けのパンフレットや活動報告書等)で提出することも可能とします。

エ 企画提案書

A4版縦長、横書き片面、30ページ以内で作成してください。

別紙の仕様書及び宮前区広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業評価基準表(以下「評価基準」といいます。)に基づく提案とし、次の事項を必ず記載し、表示板等の平面図及び立面図を添付したものを10部提出してください。

(ア) 類似業務実績

過去3か年間の官公庁等における広告付き庁舎案内表示板等の実績

(イ) 事業計画

a 表示板等の製作、設置に関する事項

b 各表示面の更新の時期、方法等に関する事項

(ウ) 表示板等の仕様

a 本体の素材、サイズ、照明、消費電力に関する事項

b 文字の大きさ、配色等デザインに関する事項

c 表示内容、レイアウトに関する事項

d メンテナンス等に関する事項

(エ) 広告掲載について

a 広告主の募集方法について

b 広告掲載基準に関する事項

(オ) 設置、維持管理等について

a 設置方法、安全対策に関する事項

b 故障等不具合発生時の対応方法に関する事項

c 費用負担に関する事項

(カ) 独自提案について

本来、別で契約すべきような庁舎案内表示板等設置運用事業からかけ離れた提案については、採用できないため、留意してください。

オ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

申込日の前日から起算して3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

カ 代表者の印鑑証明書（法務局に届出したもの）

申込日の前日から起算して3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

キ 国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

ク 市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）

(ア) 法人市民税

申込時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書（滞納がないもの）のそれぞれ1部を提出してください。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

令和3年度及び令和4年度の納税証明書（滞納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

※ 川崎市登録業者の場合はオ～クを次の書類に代えることが出来ます。

川崎市入札参加資格審査結果通知書の写し 1部

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類の変更、追加はできません。ただし、川崎市が追加の資料提出等を求めた場合はこの限りではありません。

イ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

ウ 提出された書類に関し、川崎市情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、情報公開の対象となる場合があります。

7 質疑の受付及び回答

(1) 質疑の受付期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月8日（水）まで

(2) 提出方法

宮前区役所広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業に関する質疑書（様式3）を宮前区役所企画課宛て持参又はEメールで提出してください。

なお、メールにより提出する場合は、送信後、メールにより質問書を送信した旨電話連絡をしてください。

電話番号：044-856-3123

Eメール：69soumu@city.kawasaki.jp

(3) 回答方法

令和5年11月13日（月）までに市ホームページに掲載します。

8 設置事業者の選定等

(1) 応募資格の確認

申込のあった事業者を対象として、応募資格の確認を行い、その結果を通知書（様式4）により通知します。

(2) プレゼンテーション

応募資格のある事業者は、宮前区役所で提案の説明を行ってください。日程等の詳細は、(1)の通知書とともに通知します。

(3) 審査・選定

ア 事業者の提案に対し、別紙の評価基準に基づき審査を行い、評価点の最も高い事業者を設置事業者として決定します。

イ 評価については、別表「評価基準」に関する事項で行うものとし、出席した提案評価委員会委員（以下「委員」という。）が5段階で評価を行います。

ウ 各委員の持ち点について、別表「評価基準」の各項目の評価点は、委員1人につき100点を満点とします。

エ 最終的な評価は、出席委員の総合計点による比較とし、1事業者を選定します。ただし、別表「評価基準」の各項目の評価点について、出席委員の総合計点が配点の10分の6未満の場合は、最も高い点を得た提案であっても設置事業者としないものとします。また、各項目の評価点について、出席委員の合計が配点の10分の3以下の得点である項目が1つでも存在する場合には、委員会は合議を行い、企画提案書の評価点が最も高い提案者であっても設置事業者として選定しないことができます。

オ 最高点である事業者が複数であった場合は、最高点である当該事業者でくじ引きを行い、当たりくじを引いた事業者を設置事業者とします。

カ 辞退等を行った場合は、次に評価点が高い事業者を設置事業者とします。

(4) 審査結果

審査結果は、令和6年1月中旬までに書面にて通知しますが、審査結果や内容についての問い合わせには応じられませんので、御留意ください。

(5) 契約等の締結

設置事業予定者の決定後、設置運用に関する詳細を協議し、設置場所の貸付及び広告の掲出等に関する契約を川崎市と締結するものとします。

9 その他

申込み、企画提案書作成及びプレゼンテーションに要する経費は応募者の負担となります。

10 問合せ先

宮前区役所まちづくり推進部総務課

住 所：〒216-8570 川崎市宮前区宮前平 2-20-5

電 話：044-856-3123

F A X：044-856-3119

Eメール：69soumu@city.kawasaki.jp